

特定粉じん作業従事者特別教育の実施について

松 阪 労 働 基 準 協 会

〒515-0814 松阪市久保田町 173-8

〔TEL0598-26-6022・FAX0598-23-7712〕

平素は当協会の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法令には、粉じん作業に労働者をつかせるときは、労働安全衛生関係法令の規定（労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条第29号、粉じん障害防止規則第22条、粉じん作業特別教育規定第1条）により、事業者には特別教育の実施が義務付けられています。当協会では、標題の特別教育を下記のとおり実施しますので、ご案内申し上げます。

1. 日時・場所

	日 時	場 所・共 催
学科	令和 7 年 9 月 3 日 (水) 午前9時00分～午後3時40分	サン・ワーク津 津市島崎町143-6 (共催) 津労働基準協会

2. 科 目

- ① 粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法
- ② 作業場の管理
- ③ 呼吸用保護具の使用の方法
- ④ 粉じんに係る疾病及び健康管理
- ⑤ 関係法令

3. 定 員 40名

4. 締 切 日 令和7年8月20日(水) とし定員になり次第締切ります。 また、受講者が5名以下の場合はこの講習会を中止します。

5. 受 講 料

会 員	7, 150円	[受講料 6,500円 消費税 650円]
非会員	10, 450円	[受講料 9,500円 消費税 950円]

6. 修了証の交付 全課程修了者には修了証を交付します。

7. 申 込 方 法

- ①協会へ持参の場合は、受講申込書に必要事項記入の上、受講費用を添えてお申し込みください。受講券は、後日FAXかご郵送させていただきます。
- ②FAXにて申込の場合は、受講費用の振込確認後、受講券をFAXでご送付致します。
(銀行が発行する振込金受取書によって領収証にかえさせていただきます。)
- ③適格請求書の発行を希望される方は、申込書にメールアドレスをご記入下さい。

①	振込先	百五銀行松阪支店	(普通) 40910
②	振込先	桑名三重信用金庫日野町支店	(普通) 1025090

① ②とも受取人名は『 松阪労働基準協会 マツカワトウキョウカイ 』です。

◎お申し込み後に受講者の変更は可能ですが、締切日以降のキャンセルについては受講費用の返金はいたしません。

8. 《携行品》受講票・筆記用具・弁当(外食可)。 テキストは受講当日お渡しいたします。